

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一六―三―四六

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた</p>

日における当該各号に規定する補償に係る平均
給与額が一万六千円以下である者には、奨学援
護金を支給するものとする。次の各号のいづれ
かに該当する者のうち、当該各号に規定する補
償に係る平均給与額が、同日において一万六千
円を超えており、同日後一万六千円以下となつ
た者についても、同様とする。

一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該
当する障害に係るものに限る。次号、第十七
条及び第十八条において同じ。）又は遺族補
償年金を受ける権利を有する者のうち、学校
教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一
条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しく

日における当該各号に規定する補償に係る平均
給与額が一万六千円以下である者には、奨学援
護金を支給するものとする。次の各号のいづれ
かに該当する者のうち、当該各号に規定する補
償に係る平均給与額が、同日において一万六千
円を超えており、同日後一万六千円以下となつ
た者についても、同様とする。

一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該
当する障害に係るものに限る。次号、第十七
条及び第十八条において同じ。）又は遺族補
償年金を受ける権利を有する者のうち、学校
教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一
条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しく

は同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認められたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次条において「公共職業能力開発施設」という。）における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）

は同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認められたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次条において「公共職業能力開発施設」という。）における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練若しくは指導員訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者（以下「在

で学資の支弁が困難であると認められるもの

二・三 (略)

2 (略)

第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等
専門学校の第一学年から第三学年まで、特別
支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課
程若しくは一般課程に在学する者又は公共職
業能力開発施設における職業訓練を受ける者
(人事院が定める者に限る。)にあつては、

「学者等」という。)で学資の支弁が困難であ
ると認められるもの

二・三 (同上)

2 (同上)

第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 (同上)

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等
専門学校の第一学年から第三学年まで、特別
支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課
程若しくは一般課程に在学する者又は公共職
業能力開発施設における職業訓練を受ける者
(人事院が定める者に限る。)にあつては、

一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円

一人につき月額一万六千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練若しくは指導員訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。